

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年10月13日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県	執行機関名 鴻巣市長
3. 市区町村名	鴻巣市	
4. 届出番号	4	
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	子どもの医療費助成に関する事務
6. 独自利用事務の対象者	子ども	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成30年12月20日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	
9. 評価書番号	39	
10. 保護評価書の名称	子ども医療費の支給に関する事務	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=12&kk_name=%26%2340251%3E%26%2324035%3E%26%2324066%3E&count=20&ev_type=2&ev_ty	
12. 委任関係		

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	鴻巣市子どもの医療費支給に関する条例(平成15年条例第10号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第4の項 鴻巣市子どもの医療費支給に関する条例(平成15年条例第10号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	鴻巣市子どもの医療費支給に関する条例(平成15年条例第10号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、(その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保証される権利を有する。	第1条 この条例は、子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給することにより、子育てをすることの保護者の経済的負担を軽減し、もって(子ども)の(健康の向上)と(福祉の増進)に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		鴻巣市子どもの医療費支給に関する条例(平成15年条例第10号)鴻巣市子どもの医療費支給に関する条例施行規則(平成15年規則第21号)